

公益社団法人日本社会福祉士会 社会福祉士学会個人発表、自主企画シンポジウム及び ポスター発表運営規程

組織・運営 規程第 22 号

2018 年 11 月 17 日制定

最終改正 2025 年 3 月 15 日

（目的）

第 1 条 本規定は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）学会の「個人発表」「自主企画シンポジウム」及び「ポスター発表」における口述、抄録、配布資料等の発表にかかるすべての内容（以下「発表」という。）が、本会及び本会正会員に所属する社会福祉士（以下「会員」という。）の資質向上につながるために開催する学会の趣旨を反映するために、学会の運営に関する事項を定める。

（委員会の役割）

第 2 条 学会運営委員会（以下「委員会」という。）は本会学会の運営全般を主管する。

- 2 本会全国大会との関係性、学会の会場運営にかかることは、理事会及び大会開催県と連携して行わなければならない。

（学会の運営）

第 3 条 委員会は社会福祉士学会における分科会、自主企画シンポジウム及びポスター発表を実施するにあたり、募集、採否の決定、抄録の編集、分科会の座長及びこれらに付帯する業務を行う。

- 2 委員会が作成する要領、ガイドライン等により、学会を運営する。
- 3 分科会当日の会場運営は全国大会開催県よりスタッフの協力を得て実施する。具体的な分担内容は別途マニュアルなどを作成する。

（申込み及び発表の資格）

第 4 条 申込みは会員のみが行うことができる。

- 2 申込を行った会員は筆頭研究者として発表を行う。
- 3 自主企画シンポジウムのコーディネーターは会員に限る。
- 4 会員外の者が共同研究者となる場合、筆頭研究者と共同研究者の合計人数を 2 で除した数を超えない範囲で申込むことができる。

（申込の方法）

第 5 条 会員は委員会が定める申込要領に基づき応募しなければならない。

- 2 委員会は申込要領に申込期限、申込様式、採用数、採否通知の時期等の項目について定めたものを適切な時期に配布しなければならない。

（審査）

第 6 条 発表を行う会員（以下「発表者」という。）は、学会運営委員会が審査を行い決定する。

- 2 審査基準は以下の事項を踏まえて委員会で決定する。

- ① 内容が本会の研究倫理規程ならびに研究倫理ガイドラインに基づいた研究・実践によるものであること。
- ② 研究倫理規程にそって研究を行っていること。
- ③ 正会員及び会員に共有するとともに、社会に発信すべき優れた社会福祉士の専門性に基づくソーシャルワーク研究または実践であること。
- ④ 論旨、論拠が妥当かつ明快であること。
- ⑤ 研究・実践方法とその結果に信頼性があること。
- ⑥ 研究展望、研究の位置づけが適切であること。

（発表の取り消し）

第7条 委員会は、発表者として採択したものであっても、発表者が本会のすべての規定、要領、ガイドライン、マニュアル等のほか、委員会からの指示等に従わない場合、その発表を取り消すことができる。

2 発表の取り消し処分を受けた場合、申込を行った者に限り文書により不服申立を行うことができる。ただし、取消の処分を文書により発送した日より90日以内に本会事務局に申立書が到着したものに限る。

3 不服申立を行うものは、申立の内容をわかりやすく提示するほか、申立の根拠を明確に記載されなければならない。

（規定の変更）

第8条 本規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

2018年11月17日制定、施行

附 則

2021年2月6日改正、2021年4月1日施行

附 則

2022年11月19日改正、施行

附 則

2025年3月15日改正、施行